

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一、九三四、一六二円、利益準備金の額を二九、五二〇、五七六円減少することいたしました。

株主総会の決議は、令和八年九月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年九月三十日
東京都渋谷区渋谷二丁目二番一号

株式会社スカラ

代表取締役 新田 英明

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十二万円、資本準備金の額を三千七百七十九万三千六百円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年九月三十日
東京都渋谷区渋谷二丁目二番一号

株式会社washington plus
代表取締役 高梨健太郎

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六億五千九百二十五万五千五百十円、資本準備金の額を十四億六千八百四十一万八千八百八十七円減少することいたしました。

また、本件に伴い増加するその他資本剰余金を含む「その他資本剰余金」の全額（三十四億四千九百四十二万四千四百十六円）を「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補に充てたいとします。

効力発生日は令和八年十一月二日であり、株主総会の決議は令和八年九月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年九月三十日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号

unbanked株式会社
代表取締役 平井 兼人

基準日設定につき通知公告
当社は、令和八年十月十五日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めしたので公告します。

令和八年九月三十日
横浜市港北区大曽根一丁目五番四十一号

株式会社村上大樹事務所
代表取締役 村上 大樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十月十五日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めしたので公告します。

令和八年九月三十日
鳥取県鳥取市青谷町山根一二八番地五

ヤマネ和紙販賣株式会社
代表取締役 塩 宏介

定款変更につき通知公告
当社は、令和八年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年九月三十日
富山県富山市新庄本町二丁目七番四五号

岩城工業株式会社
代表取締役 岩城 敏雄

定款変更につき通知公告
当社は、令和八年十月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

令和八年九月三十日
大阪府枚方市大垣内町二丁目一〇番四号

株式会社柴野工務店
代表取締役 柴野 裕文

限定承認公告
本籍東京都八王子市絹ヶ丘三丁目七六二番地一五六、最後の住所神奈川県横浜市中区青葉区藤が丘二丁目三六番地一七

被相続人 亡 西野 勝

右被相続人は令和八年六月十七日死亡し、その相続人は令和八年九月十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日
札幌市中央区南七条西二十丁目二番一五

七〇四号
連絡先札幌市中央区南九条西十三丁目一番五五号

すがさわ法律事務所
相続財産清算人 西野功

右代理人 弁護士 菅澤 紀生

限定承認公告
本籍長野県大町市平一〇八二番地イ号、最後の住所長野県大町市平九四四〇番地

被相続人 亡 大久保規男

右被相続人は令和八年五月十三日死亡し、その相続人は令和八年九月十五日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月三十日
長野県安曇野市豊科高家一〇三六番地三五

相続財産清算人 大久保和秀

限定承認公告
本籍岐阜県大垣市高屋町二丁目六九番地、最後の住所岐阜市市橋五丁目一〇番一五号メゾン広瀬一〇二

被相続人 亡 志知 芳和

右被相続人は令和八年八月二日死亡し、その相続人は令和八年九月十七日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

任意清算公告

当法人は、令和八年九月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日
東京都千代田区飯田橋一丁目五番六号

協和ビル七階B室
代表社員 笠倉 達也

任意清算公告
当社は、令和八年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月三十日
東京都豊島区池袋二丁目四一番五号

合資会社井越管理
代表社員 井越 洋子

訂正公告
令和八年九月十六日（号外第二〇七号）掲載の第二期決算公告（枠組）中「（令咨88第1733通社）」とあるは「（令咨88第1733通社）」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月三十日
東京都文京区音羽一丁目一番一号

株式会社Comfy
代表取締役 岩崎 克哉

取消公告
令和八年八月二十五日掲載の吸収分割公告は取消します。

令和八年九月三十日
沖縄県うるま市字前原七三番地一

（甲）沖縄マリンサービス株式会社
代表取締役 赤嶺 安弘

（乙）株式会社りゅうせき
代表取締役 根路銘剛宏

岐阜市美江寺町一丁目五番地 岐阜北青色会館四階

弁護士法人岐阜合同法律事務所
相続財産清算人 志知ちづ子

代理人 弁護士 安藤 友人